

第 3 期伊勢市環境基本計画 (案)

目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
(1) 計画の策定の背景	1
(2) 計画の位置づけ	4
(3) 計画の期間.....	5
(4) 計画の対象範囲	5
(5) 計画の対象区域	5
第2章 めざす環境像及び基本目標.....	6
(1) めざす環境像	6
(2) めざす環境像の実現のための基本方針	7
(3) 基本目標.....	8
第3章 施策の展開.....	9
(1) 施策体系.....	9
(2) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点.....	9
(3) コベネフィットの視点.....	9
施策体系図.....	11
基本目標1の構成と見方.....	12
基本目標2～5の構成と見方	14
・基本目標1 低炭素で地球にやさしい社会の構築	15
・基本目標2 資源を大切に作る循環型社会の構築	23
・基本目標3 豊かな自然と人が共生する社会の形成.....	27
・基本目標4 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成.....	30
・基本目標5 環境保全に取り組むための基盤づくり.....	33
第4章 分野横断的取組	36
(1) 分野横断的取組の考え方	36
(2) 分野横断的取組の選定基準	36
(3) 分野横断的取組の設定	36
・分野横断的取組1 公共交通の利用促進	37
・分野横断的取組2 食品ロスの削減.....	38
・分野横断的取組3 地産地消の推進.....	39
・分野横断的取組4 空家等対策の推進	40
・分野横断的取組5 環境学習・教育活動の推進	41
第5章 計画の推進.....	42
(1) 計画の進行管理体制.....	42
(2) 進行管理の手法	43

第1章 計画の基本的な考え方

(1) 計画の策定の背景

① 市の動向

伊勢市では、2018（平成30）年7月に、めざすべき将来像やまちづくりの行動指針等を市民と共有する伊勢市の最上位の計画として「第3次伊勢市総合計画」を策定しました。

第3次伊勢市総合計画では、基本構想として「^{いせびと}私たちが担うまち～伊勢人の心意気～」「人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち～おかげさまの心～」「地域の誇りをつなぐまち～神宮ゆかりの地～」を3つのまちづくりの基本理念に据え、「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」をめざすまちの将来像に掲げています。

そして、環境分野におけるめざす姿として、「豊かな環境を将来につなぐまち」を掲げ、「資源の有効活用及び循環型のまちづくり」、「豊かな自然を守り快適な生活環境と調和のとれたまちづくり」、「環境を守り育てる文化の醸成」を推進することとしています。

② 国際的な動向と国の動向

2015（平成27）年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。SDGsは、2016（平成28）年から2030年までの国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されており、経済、社会及び環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

また、地球温暖化対策に関する動向としては、「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意となる「パリ協定」が2016（平成28）年11月に発効されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限する」ための努力を継続することを掲げています。2018（平成30）年12月には、各国が温室効果ガス排出の抑制目標への取組をどのように報告・監視し、計画を改定していくか等の項目を含むより詳細な実施指針が合意されました。日本を含むすべての条約加盟国において、温室効果ガスの排出削減と気候変動による影響への適応の取組が加速しています。



出典) 国連広報センター
〈持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標〉

国においては、「第五次環境基本計画」が、2018（平成30）年4月に閣議決定され、めざすべき社会の姿として、①「地域循環共生圏（自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方）」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現、が掲げられました。また、SDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されました。



出典）環境省「第五次環境基本計画の概要」
 〈第五次環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方〉

③ 県の動向・・・※県計画策定の状況により適宜調整

三重県では、環境の保全に関する施策を総合的に進めていくために2012年3月に「三重県環境基本計画」を策定し、その後の環境問題を取り巻く状況の変化から、2020年●月に改定されました。

新たな「三重県環境基本計画」では、多様な主体間の協創を通じて、分野横断的なアプローチにより、環境、経済、社会の統合的な向上が実現している社会をめざし、2050年におけるめざすべき姿として「自律的かつレジリエント（強靱）な、より高位の持続可能な社会」が掲げられています。また、バックキャストの考え方（めざすべき姿を規定し、そこから逆算して考える手法）に基づいて、2050年における長期目標をもとに、計画の目標年度である2030年度にめざすべき姿「スマート社会みえ」を掲げられています。

「スマート社会みえ」を実現するための施策については、計画の基本方針に基づき、「Ⅰ 低炭素社会の構築」、「Ⅱ 循環型社会の構築」、「Ⅲ 自然共生社会の構築」、「Ⅳ 生活環境保全の確保」に加え、各施策を推進していくための基盤として、“エンジン（駆動力）”となるような「Ⅴ 共通基盤施策」の5本を柱として推進していくこととされています。

また、2019年12月15日、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出量を実質的にゼロとすることを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ」が宣言され、2020年度には、新たな「三重県環境基本計画」を踏まえた「三重県地球温暖化対策総合計画（仮称）」が策定される予定です。

④ これまでの取組を踏まえて

第2期伊勢市環境基本計画では、環境のめざす姿として「環境文化の生きるまち 伊勢」を掲げ、めざす姿の実現のための4つの基本目標を定めて取組を進めてきたところであり、本市の環境の保全と創造は着実に進展してきている一方で、今後解決すべき課題も存在します。

低炭素社会分野においては、新たな国の方針や社会動向を踏まえつつ、地域と共生した再生可能エネルギーの導入や次世代自動車の普及、市民・事業者における省エネ生活や事業活動への転換等の低炭素社会構築のための取組、また、気候変動による影響への対応が求められています。

循環型社会分野においては、本市のごみ処理を行う伊勢広域環境組合において、現行焼却処理施設の老朽化に伴う施設更新の検討が開始されており、3R（ごみの減量・資源化）の推進について、市民・事業者と一体となった取組の強化が重要課題となっています。

自然環境分野においては、森林保全について、みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税の導入に見られるように、地域として取り組む機運が高まっています。また、河川の水質については、勢田川においても改善傾向が見られますが、引き続き生活排水対策等の取組が必要な状況です。また、生物多様性への理解・認識は高いとは言えないため、生物多様性に関する認知度向上に向けて取り組む必要があります。

生活環境分野においては、良好な生活環境に対する市民ニーズが高まっており、清潔さや美しさ、快適性の向上が求められています。また、歴史的・文化的環境の保全について、今後も、良好な景観形成の推進や環境文化の醸成を継続する必要があります。

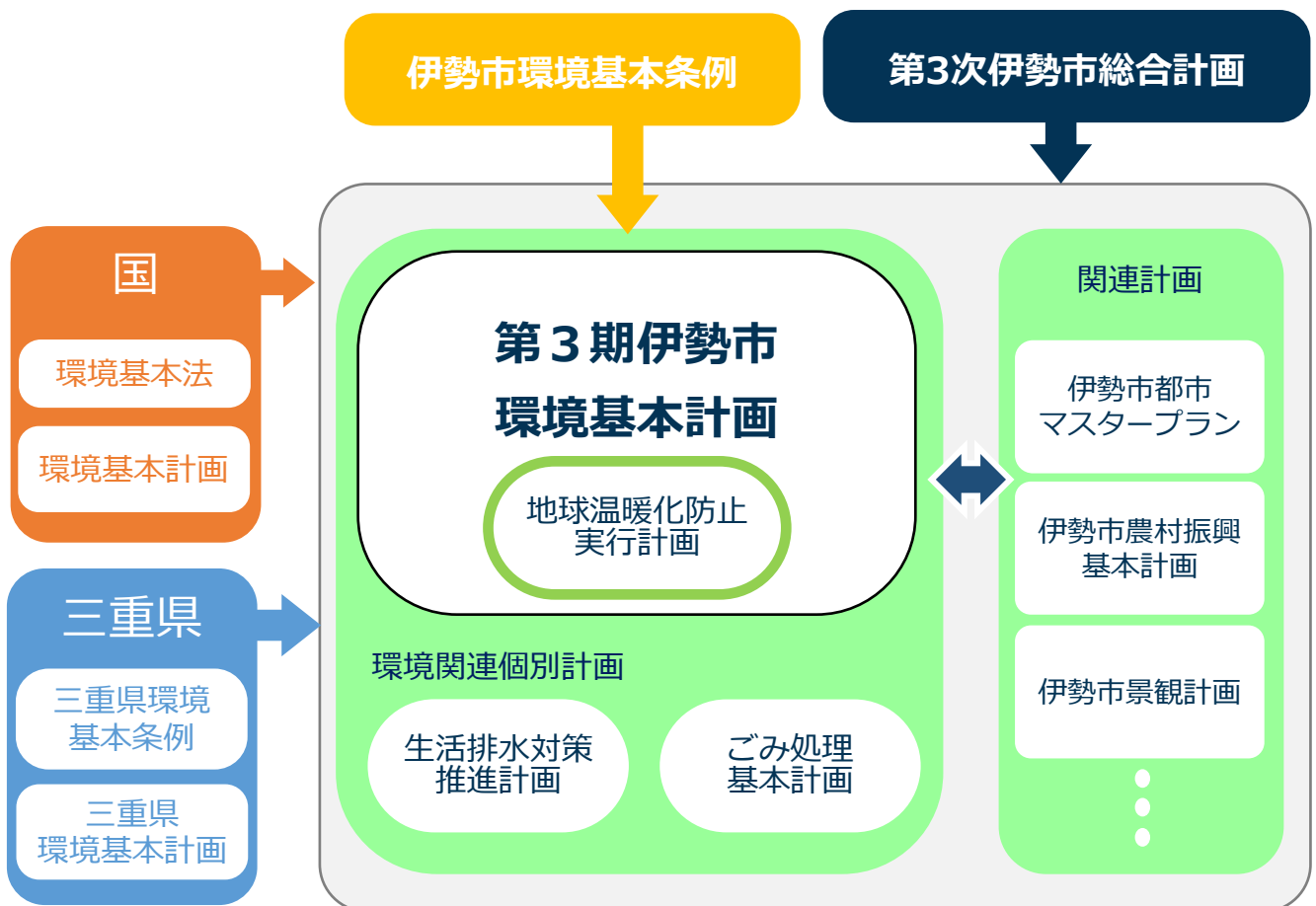
環境保全の基盤づくりについては、地域企業や関係機関等と連携の強化を図りながら、市民のための環境学習の機会や場の提供、環境教育の充実等に取り組む、人材の育成や活動の促進を図る必要があります。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「伊勢市環境基本条例」(2005(平成17)年条例第134号)第8条に基づき、同条例に掲げた基本理念及び基本方針に則り、「環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を示すものです。

また、本市のまちづくりを進める上での最上位の計画である「第3次伊勢市総合計画」(2018(平成30)年7月)で掲げた目標の実現に向け、環境分野における施策及び事業の推進指針を示すものでもあります。

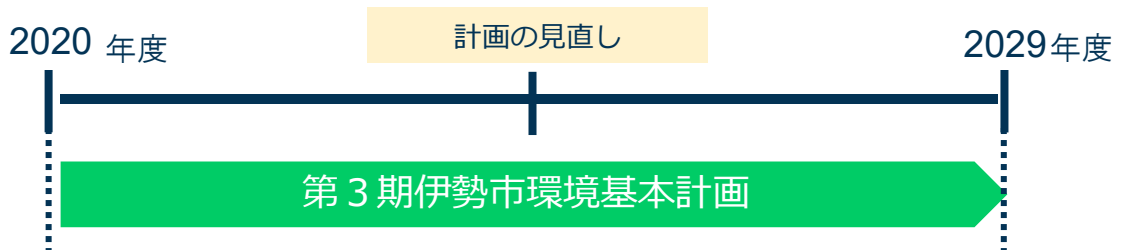
その他、本市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策等については、環境分野において本計画との整合を図るものとします。



(3) 計画の期間

本計画の期間は、計画の初年度を 2020 年度、最終年度（計画目標年度）を 2029 年度とします。

また、本市の環境や社会情勢の変化等に対応するため、取組成果や進捗状況の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。



(4) 計画の対象範囲

本計画において対象とする範囲は以下のとおりとします。

分野	対象
低炭素社会分野	地球温暖化、エネルギー等
循環型社会分野	廃棄物、水循環等
自然環境分野	生物多様性、有害鳥獣、外来生物、森林、農地、水環境等
生活環境分野	歴史、文化、公害、衛生、美化、景観、ペット、バリアフリー等

(5) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、伊勢市全域とします。

第2章 めざす環境像及び基本目標

(1) めざす環境像

本市は、これまでまちづくりにあたっての視点の一つとして「環境」を掲げてきました。

伊勢市のまちづくりを進める上での最上位の計画である「第3次伊勢市総合計画」では、基本計画を形づくる8つの政策の一つとして「環境」を位置づけています。また、本市における環境保全についての基本理念及び施策の基本となる事項等について「伊勢市環境基本条例」を制定しており、同条例第3条において、以下のような基本理念を掲げています。

本計画では、本市の美しい自然と優れた歴史・文化を守り生かしていくとともに、これらを次代に引き継いでいき、新たな魅力や活力を創造するため、「第3次伊勢市総合計画」の趣旨及び「伊勢市環境基本条例」の理念に沿って、「環境文化」の考え方を基本にした、伊勢市の環境のめざす姿を、次のとおりとします。

継承と創造 環境文化都市 伊勢

伊勢市環境基本条例 第3条 基本理念

- ①環境の保全は、本市の恵み豊かな環境を保全し、更に市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。
- ②環境の保全は、リサイクルの促進、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により、資源循環型の環境にやさしいまちづくりを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行わなければならない。
- ③環境の保全は、人の活動による環境への負荷によって失われつつある生態系の均衡を保持し、人と自然との共生を図り、及び安らぎと潤いのあるまちづくりを推進することを目的として行わなければならない。
- ④環境の保全は、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、国際的視野に立って積極的に推進されなければならない。

コラム 「環境文化」とは

市民一人ひとりの生活や、それぞれの地域での市民活動のしくみの中に、その地域の「環境」への配慮が浸透し、時間を経て地域が共有する「文化」にまで醸成されたとき、これを「環境文化」と呼ぶことができます。

「環境文化」の考えは、本市の美しい自然と優れた歴史・文化を守り生かしていくとともに、これらを次代に引き継いでいくため、「伊勢市総合計画」の趣旨及び「伊勢市環境基本条例」の理念に沿った、現在においても色あせることのない普遍的な考えです。

第3期伊勢市環境基本計画においても、第1期伊勢市環境基本計画から受け継がれてきた「環境文化」の考え方の重要性を一層認識するために、引き続き基本的な考え方として位置づけています。

(2) めざす環境像の実現のための基本方針

前項で掲げた「めざす環境像」を実現していくためには、以下の3つの視点が重要であり、それら3つを「基本方針」として、市民、事業者、行政が一体となって行う環境施策のすべてに共通する考え方とします。

伊勢の誇りを次世代に継承する

「伊勢」がこれまで育んできた歴史・文化や自然環境はもとより、「伊勢」と環境とのかかわりや、「伊勢」の市民の心に根付く環境への想い、これらが創り出す地域のアイデンティティは、他の地域にはない伊勢の“誇り”であり、伊勢へ人を惹きつける求心力のひとつとなっています。

現代に生きる我々も、改めて認識するとともに、次の世代に引き継いでいけるよう、「伊勢」におけるあらゆる取組において、「伊勢の誇りを次世代に継承する」ことを意識していきます。

一人ひとりが地球的視野と意欲をもって行動する

私たち一人ひとりが身近な環境への取組を積み重ねると同時に、様々な主体が持つ強みや得意分野を生かして協働し実行することで、地球全体の環境の維持・改善へとつながっていきます。

日々の生活の中で、「一人ひとりが地球的視野と意欲をもって行動する」ことを常に意識していきます。

人と人とのつながりで魅力ある“お伊勢さん”をつくる

「伊勢」は、古くから“お伊勢さん”として親しまれている日本人の心のふるさとです。その「伊勢」を訪れる人々が「さすが伊勢は違う」と感じるような「伊勢」をつくるためには、人々が交流し、活力を感じられることが大切です。

これからも国内外から親しまれるとともに、市民がまちへの誇りと愛着を持ち続け、将来にわたって住み続けたいと思えるように、「人と人とのつながりで魅力ある“お伊勢さん”をつくる」ことを意識していきます。

(3) 基本目標

環境政策に関わる動向や、国や県の環境基本計画等を踏まえ、本市の「めざす環境像」を実現していくため、環境分野別の柱（低炭素社会、循環型社会、自然環境、生活環境）と分野横断の柱（環境保全の基盤）を合わせた5つの基本目標を掲げます。

継承と創造 環境文化都市 伊勢

1 低炭素で地球にやさしい社会の構築

地球温暖化防止に取り組む活動の輪を広げることで、温室効果ガスの排出が最小化された低炭素型のまち、また、気候変動による影響に適応したまちをめざします。

2 資源を大切にする循環型社会の構築

廃棄物等の発生・排出抑制、資源化の促進、適正な処分の実施により、新たに採取する資源をできるだけ抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会の構築をめざします。

3 豊かな自然と人が共生する社会の形成

豊かな自然を保全するとともに、暮らしや事業活動との調和を図ることにより、その恵みを将来にわたって享受でき、自然と共生するまちをめざします。

4 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成

地域の特性に応じた景観を形成するとともに、安全・安心な暮らしが確保された、快適に暮らせるまちをめざします。

5 環境保全に取り組むための基盤づくり

市民、事業者及び民間団体の各主体との協働による地域づくり・人づくりを推進し、環境文化を継承・創造する基盤が確立したまちをめざします。

第3章 施策の展開

(1) 施策体系

本計画では、めざす環境像「継承と創造 環境文化都市 伊勢」の実現に向け、5つの基本目標（「低炭素で地球にやさしい社会の構築」、「資源を大切にする循環型社会の構築」、「豊かな自然と人が共生する社会の形成」、「歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成」、「環境保全に取り組むための基盤づくり」）を具体化していくための施策と取組を定めます。

(2) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点

持続可能な都市を実現するには、市民一人ひとりが「持続可能」の意味を理解し、行動していくことが必要です。国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、“人間中心”、“誰一人取り残さない”という理念のもと、世界中のすべての人々が目標（ゴール）に向かって取り組むことが求められています。

したがって、SDGsは、相互の関係を理解し、それに関わる主体とともに取り組む必要があることから、行政のみならず、企業や市民団体、そして市民等、すべての主体の参加が必要となります。

本市は、このようなSDGsの視点を踏まえ、市民・NPO、事業者、行政機関等あらゆる主体のパートナーシップにより、本市の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、SDGsの特徴である経済・社会・環境の統合的向上を図り、持続可能な社会の実現をめざします。

本計画では、将来像の実現に向けた各基本目標に、関連するSDGsのゴール（目標）を結び付け、多様な視点で環境施策を推進することで、地域の環境保全を図るとともに、国際的な目標の達成にも貢献することをめざします。

(3) コベネフィットの視点

環境保全対策は、地域活性化、産業振興、防災、健康等の多様な課題の解決に貢献し、市民・事業者の利益となる可能性を秘めています。

国の「第五次環境基本計画」においても、環境保全が中心だった過去の計画と違い、経済や社会が抱える課題解決もめざす「コベネフィット※」が求められています。（※コベネフィット：ひとつの活動が様々な利益につながること。）

「コベネフィット」は、環境分野としての取組が結果として、産業、福祉、防災、教育等、分野を横断して便益をもたらす取組であり、推進することで、社会の中にある多岐にわたる諸課題の同時解決につなげていきます。

本計画は、国の第五次環境基本計画の趣旨を踏まえ、「コベネフィット」の視点を盛り込むことで、地域の環境・社会・経済に貢献することをめざします。

コラム SDGs のゴール（目標）とターゲット（達成目標）

SDGs には、人々が人間らしく暮らしていくための社会基盤を構築するための、17 のゴール（目標）と、それぞれの具体的な 169 項目のターゲット（達成目標）があります。

SDGs 17 のゴール（目標）	ターゲット（達成目標）の例
 <p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 極度の貧困を終らせる ✓ 貧困状態にある人の割合を半減させる ✓ 貧困層・脆弱層の人々を保護する
 <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 飢餓を撲滅し、安全で栄養のある食料を得られるようにする ✓ 栄養不良をなくし、妊婦や高齢者等の栄養ニーズに対処する ✓ 小規模食料生産者の農業生産性と所得を倍増させる
 <p>3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 妊産婦の死亡率を削減する ✓ 新生児・5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する ✓ 重篤な伝染病を根絶し、その他の感染症に対処する
 <p>4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 無償・公正・質の高い初等・中等教育を修了できるようにする ✓ 乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする ✓ 高等教育に平等にアクセスできるようにする
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性に対する差別をなくす ✓ 女性に対する暴力をなくす ✓ 女性に対する有害な慣行をなくす
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 安全・安価な飲料水の普遍的・衡平なアクセスを達成する ✓ 下水・衛生施設へのアクセスにより、野外での排泄をなくす ✓ 様々な手段により水質を改善する
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する ✓ 再生可能エネルギーの割合を増やす ✓ エネルギー効率の改善率を増やす
 <p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 一人当たりの経済成長率を持続させる ✓ 高いレベルの経済生産性を達成する ✓ 開発重視型の政策を促進し、中小零細企業の実立や成長を奨励する
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを開発する ✓ 雇用と GDP に占める産業セクターの割合を増やす ✓ 小規模製造業等の、金融サービスや市場等へのアクセスを拡大する
 <p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 所得の少ない人の所得成率を上げる ✓ すべての人の能力を強化し、社会・経済・政治への関わりを促進する ✓ 機会均等を確保し、成果の不平等を是正する
 <p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する ✓ 交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供 ✓ 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する
 <p>12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み 10YFP を実施する ✓ 天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する ✓ 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす
 <p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する ✓ 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む ✓ 気候変動対策に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する
 <p>14 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海洋汚染を防止・削減する ✓ 海洋・沿岸の生態系を回復させる ✓ 海洋酸性化の影響を最小限にする
 <p>15 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する ✓ 森林の持続可能な経営を実施し、森林の減少を阻止・回復と植林を増やす ✓ 砂漠化に対処し、劣化した土地と土壌を回復する
 <p>16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 暴力及び暴力に関連する死亡率を減らす ✓ 子どもに対する虐待や暴力・拷問をなくす ✓ 司法への平等なアクセスを提供する
 <p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 課税及び徴税能力の向上のために国内資源を動員する ✓ 先進国は、開発途上国に対する ODA に係るコミットメントを完全に実施 ✓ 開発途上国のための追加的資金源を動員する

施策体系図

めざす姿

基本方針

基本目標

施策の方向性

施策

継承と創造 環境文化都市 伊勢

- 人と人とのつながりで魅力ある “お伊勢さん” をつくる
- 一人ひとりが地球的視野と意欲をもって行動する
- 伊勢の誇りを次世代に継承する

基本目標 1

低炭素で地球にやさしい
社会の構築



(1) 温室効果ガスの排出抑制

- ① 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進
- ② 環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進
- ③ 低炭素型の都市基盤づくり

(2) 気候変動への適応

- ① 熱中症予防
- ② 浸水対策の推進
- ③ 災害時の避難施設等の整備

基本目標 2

資源を大切に作る循環型
社会の構築



(1) 3Rの推進

- ① 発生抑制（リデュース）の推進
- ② 再使用（リユース）の推進
- ③ 再生利用（リサイクル）の推進

(2) 適正かつ効率的なごみ処理の推進

- ① 分別協力度の向上
- ② 収集方法等の効率化
- ③ 適正処理の推進

(3) ごみに関する啓発・協働の推進

- ① ごみに関する教育、学習、啓発の充実
- ② 協働による推進

(4) 水循環の確保

- ① 治水・利水対策の推進
- ② 水源対策の推進

基本目標 3

豊かな自然と人が共生する
社会の形成



(1) 自然環境・公益的機能の保全

- ① 水環境の保全
- ② 森林環境の保全
- ③ 農地環境の保全

(2) 自然との共生

- ① 生物多様性の保全
- ② 自然とのふれあいの増進

基本目標 4

歴史・文化の薫る、
快適に暮らせるまちの形成



(1) 快適で美しい住環境の保全

- ① 住環境の向上
- ② 美しく潤いのある空間づくり
- ③ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(2) 歴史的・文化的環境の保全

- ① 伊勢の環境文化の保全
- ② 良好な景観の形成
- ③ 伊勢の環境文化を伝えるおもてなし

基本目標 5

環境保全に取り組むための
基盤づくり



(1) 環境教育・環境学習の充実

- ① 環境教育・学習の充実
- ② 環境教育等を推進する体制づくり

(2) 環境保全活動の促進

- ① 市民・団体による環境保全活動の促進
- ② 事業者による環境保全活動の促進
- ③ 市民・事業者・行政の連携・協働

基本目標 1 の構成と見方

基本目標 1 低炭素で地球にやさしい社会の構築 ＜伊勢市地球温暖化防止実行計画＞

関連する SDGs の目標



温対法に基づく「事務事業編」「区域施策編」に共通する基本事項を整理

基本目標を実現することで達成される SDGs の目標

(1) 事務事業編・区域施策編に共通する基本事項

① 位置づけ

本節は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）第 21 条に基づき、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」（以下「本実行計画」という。）として策定するものであり・・・

② 本実行計画策定の意義

人間の活動で排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出によって引き起こされる地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、・・・

③ 本実行計画の基本的事項

本実行計画は、本市の特性に応じた温室効果ガス排出量の削減のための取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス排出削減目標とともに、目標達成のため・・・

市の事務事業における温室効果ガス排出削減に向けた計画部分

(2) 事務事業編

① 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の現況

本市の事務事業においては排出された温室効果ガス排出量をみると、基準年度の 2013（平成 25）年度から直近の 2018（平成 30）年度までに約 340 t-CO₂ 削減して・・・

② 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、「地球温暖化対策計画」において、2030 年度の国内の温室効果ガス総排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減する目標を掲げています。同計画において、・・・

③ 市の事務事業における地球温暖化対策

本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、以下の取組を実行します。

1) 電気、燃料、用紙等の使用量の抑制

【電気使用量の削減】

- 書庫、更衣室、会議室、廊下、トイレ等の不要な照明の消灯を徹底します。
- 人が常在しない場所（トイレ等）には、センサー式照明等を導入・・・

2) 省エネ効果の高い設備等への更新

- 空調設備等の設置に際しては、エネルギー効率の高い機器を導入・・・

市域全体における温室効果ガス
排出削減に向けた計画部分

(3) 区域施策編

① 市域における温室効果ガス排出量の現況

本市の2016年度の温室効果ガス排出量は、約1,199千t-CO₂であり、2010年度以降増加傾向にありましたが、2012年度をピークに減少しています。2016年度における温室効果ガス排出量の内訳は・・・

② 市域における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、パリ協定等を踏まえ、2016年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しており、この中で中期目標として、温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で26%削減することをめざしています。本市においても・・・

区域施策編の削減目標を実現するための
市の施策の方向性、施策を整理

③ 市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1) 温室効果ガスの排出抑制	①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 ②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進 ③低炭素型の都市基盤づくり
(2) 気候変動への適応	①熱中症予防 ②浸水対策の推進 ③災害時の避難施設等の整備

④ 市の施策の内容

上記施策に対する
主な取組について整理

施策の方向性 (1) 温室効果ガスの排出抑制

施策	主な取組
①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進	・ 公共施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器の導入 ・ 住宅等の太陽光発電設備の設置を促進 ・ 関係法令及び三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン等に基づく地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入

⑤ 市民・事業者に期待する役割

区域施策編の削減目標を実現するための
市民・事業者に期待する役割を整理

各主体の役割	
市民	・ 省エネルギーや環境に配慮した行動を心がける ・ 打ち水や緑のカーテン等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をする
事業者	・ オフィス機器は、省エネタイプのものを導入する ・ 高効率な空調設備、照明機器等を導入し、設備機器を適切に維持管理する

基本目標 2～5 の構成と見方

関連する SDGs の目標



基本目標 3 豊かな自然と人が共生する社会の形成

(1) 現状と課題

市や国内外の現状、課題等を整理

本市は、神宮林をはじめとした緑深い山々、清流宮川、五十鈴川など豊かな自然風土に恵まれ、伊勢志摩国立公園の玄関口として魅力ある観光地である。しかし、市の市街地中心部を流れる勢田川は、三重県が公表している「公共用水域及び地下水の水質測定結果」において、「河川の汚れが目立つ水域（ワースト5）」にランクインしており、近年改善傾向が見られるものの未処理の生活排水等の影響により改善が…

基本目標を実現することで達成される SDGs の目標

(2) 市の施策の方向性

基本目標を実現するための市の施策の方向性、施策を整理

施策の方向性	施策
(1) 自然環境・公益的機能の保全	①水環境の保全 ②森林環境の保全 ③農地環境の保全
(2) 自然との共生	①生物多様性の保全 ②自然とのふれあいの増進

(3) 市の施策の内容

上記施策に対する主な取組について整理

施策の方向性 (2) 自然環境・公益的機能の保全

施策	主な取組
①水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> 市内公共用水域（河川・海域）の水質調査の実施 堤防法面の除草等、河川の良い維持管理 流域関連公共下水道事業の整備推進 合併処理浄化槽の普及促進

(4) 市民・事業者に期待する役割

基本目標を実現するための市民・事業者に期待する役割を整理

各主体の役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹や公園のみどりを大切にする 食材等の地産地消を心がける
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める 地域や行政が行う緑化活動や、みどりの維持管理活動へ参加・協力する

基本目標 1 低炭素で地球にやさしい社会の構築

<伊勢市地球温暖化防止実行計画>



(1) 事務事業編・区域施策編に共通する基本事項

① 位置づけ

本節は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）第 21 条に基づき、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」（以下「本実行計画」という。）として策定するものであり、2012 年度に策定した内容を改定するものです。

本実行計画は、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」と、市域における温室効果ガスの排出の抑制等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」をあわせたものです。

② 本実行計画策定の意義

人間の活動で排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出によって引き起こされる地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、最も重要な環境問題の一つとされています。世界では、既に平均気温の上昇や雪氷の融解、海面水位の上昇等が観測されており、また、熱中症等の健康への影響や、農作物への甚大な被害等、健康面や経済面への影響も生じています。日本でも強い台風や集中豪雨等の極端な気象現象が毎年のように観測されています。

このような中、「パリ協定」では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが掲げられました。また、SDGs においても、気候変動対策が 17 の目標の一つ（目標 13：気候変動に具体的な対策を）として位置づけられています。

国の「地球温暖化対策計画」では、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 26%削減するという目標が掲げられ、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし削減目標達成への道筋をつけるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減をめざすことを位置付けており、日本が地球温暖化対策を進めていく上での礎を示しました。また、三重県では、2012（平成 24）年 3 月に「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定し、2020 年度までに温室効果ガス排出量を 1990（平成 2）年度比で 10%削減、2005（平成 17）年度比で 20%削減するという目標を掲げ、取組を進めています。

こうした背景をふまえ、本市においても、世界や国、三重県の目標達成に資する地球温暖化対策が求められており、また、今後さらに深刻化が懸念される気候変動による影響への備えに対しても、対策を進めていくことが必要とされています。

③ 本実行計画の基本的事項

本実行計画は、本市の特性に応じた温室効果ガス排出量の削減のための取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス排出削減目標とともに、目標達成のために取り組むべき施策と取組を示すものです。

1) 計画の期間

本実行計画の期間は、環境基本計画と同じ 2020 年度から 2029 年度までとします。

また、国の目標を考慮し、基準年度を 2013 年度、目標年度を 2030 年度と設定します。

なお、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、環境基本計画の見直しにあわせて本実行計画を見直すこととします。

2) 対象とする温室効果ガス

本実行計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項で定める 7 種類を対象とします。

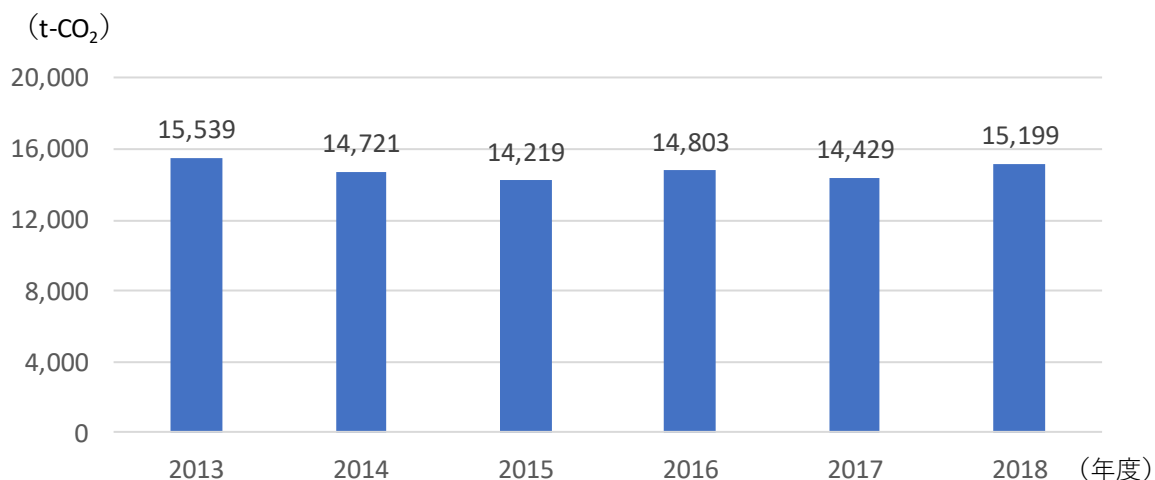
- ①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④ハイドロフルオロカーボン
- ⑤パーフルオロカーボン ⑥六ふっ化硫黄 ⑦三ふっ化窒素

(2) 事務事業編

① 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の現況

本市の事務事業においては排出された温室効果ガス排出量をみると、基準年度の 2013(平成 25) 年度から直近の 2018 (平成 30) 年度までに約 340 t -CO₂ 削減しています。

なお、本実行計画における事務及び事業による温室効果ガス総排出量の算定範囲は、市が行うすべての事務事業（上下水道事業を含む。）及び市が所有するすべての施設（公用車等の付属物や指定管理者制度により管理運営する施設を含む。）を対象とし、病院や議会事務局等においても、伊勢市役所と同一または隣接する施設に入居している場合は、当該施設全体を対象とします。



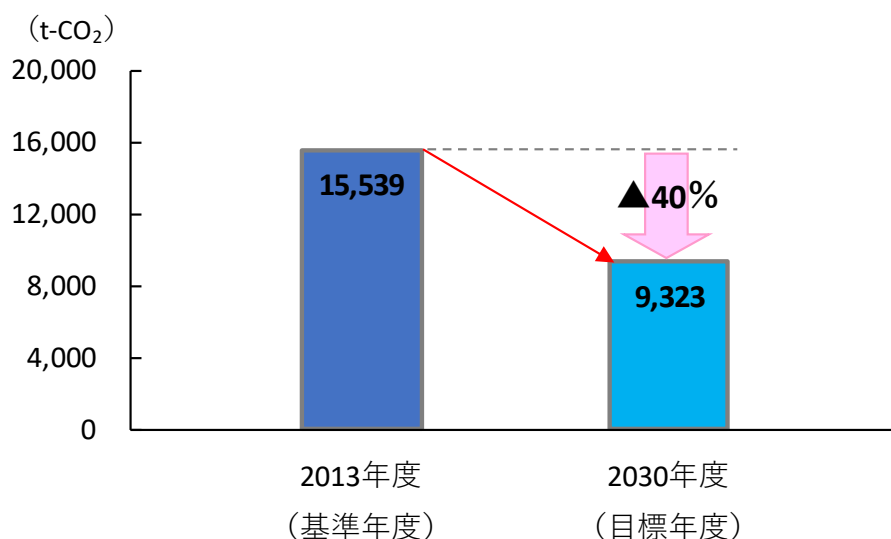
② 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、「地球温暖化対策計画」において、2030年度の国内の温室効果ガス総排出量を2013(平成25)年度比で26%削減する目標を掲げています。同計画において、業務部門のエネルギー起源の二酸化炭素を40%削減することを示していることを踏まえ、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のために実行すべき措置について定める計画」(2016年5月13日閣議決定)では、2030年度の温室効果ガス総排出量を2013(平成25)年度比で40%削減する目標を掲げています。

本市においても、国の削減目標の趣旨を踏まえた率直的な取組の実施が期待されていることから、本実行計画では、政府実行計画の目標に準じた「温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で40%削減する」ことを目標とします。

■市の事務及び事業における温室効果ガス削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比 **40%削減** する。



③ 市の事務事業における地球温暖化対策

本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、以下の取組を実行します。

1) 電気、燃料、用紙等の使用量の抑制

【電気使用量の削減】

- 書庫、更衣室、会議室、廊下、トイレ等の不要な照明の消灯を徹底します。
- 人が常在しない場所（トイレ等）には、センサー式照明等を導入します。
- O A 機器は、一定以上の時間使わない場合は電源を落とすよう努めます。
- O A 機器の省エネモードや自動電源OFF 設定を活用します。
- 自席を離れる時は、パソコンのモニターを閉じ、消費電力を減らすようにします。
- 冷暖房時の室温の適正化（冷房 28℃、暖房 19℃）に努めます。
- エアコンのフィルターを定期的に掃除します。
- 各種の電気機器の運転に際しては、負荷を押さえた運転に努めます。

【公用車の燃料使用量の削減】

- 公用車の駐車時の不要なアイドリングの停止、急発進や急加速、空ぶかしを控える等、環境に配慮した運転方法（エコドライブ）を徹底します。
- 出張時には公共交通機関を優先的に利用し、同じ方面の場合は公用車に相乗りします。
- 公務時の近距離移動手段として徒歩、自転車の利用に努めます。
- 車内に不要な荷物を積み込んだままにせず、常に車内整理に努めます。
- 「ノーマイカー・デー」を周知し、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推奨します。

【用紙類の使用量の削減】

- 両面コピー・両面印刷、集約印刷に努め、用紙の使用量を削減します。
- 会議の配布資料の簡素化やタブレット端末使用等、ペーパーレス化に努めます。
- 庁内資料は、ミスコピーの裏面利用等の有効利用を行います。
- 使用済み封筒は、再利用に努めます。
- 紙のリサイクル、再生紙利用に努めます。

2) 省エネ効果の高い設備等への更新

- 空調設備等の設置に際しては、エネルギー効率の高い機器を導入します。
- 照明設備については、点灯時間を考慮しながら LED 照明等、消費電力の少ない設備を導入します。
- 市公共施設の新設、改築等にあたっては、温室効果ガス排出抑制のため、環境負荷を軽減し、省エネに配慮した設計に努めます。
- 公用車の更新や新規購入にあたっては、低公害車の導入に努めます。

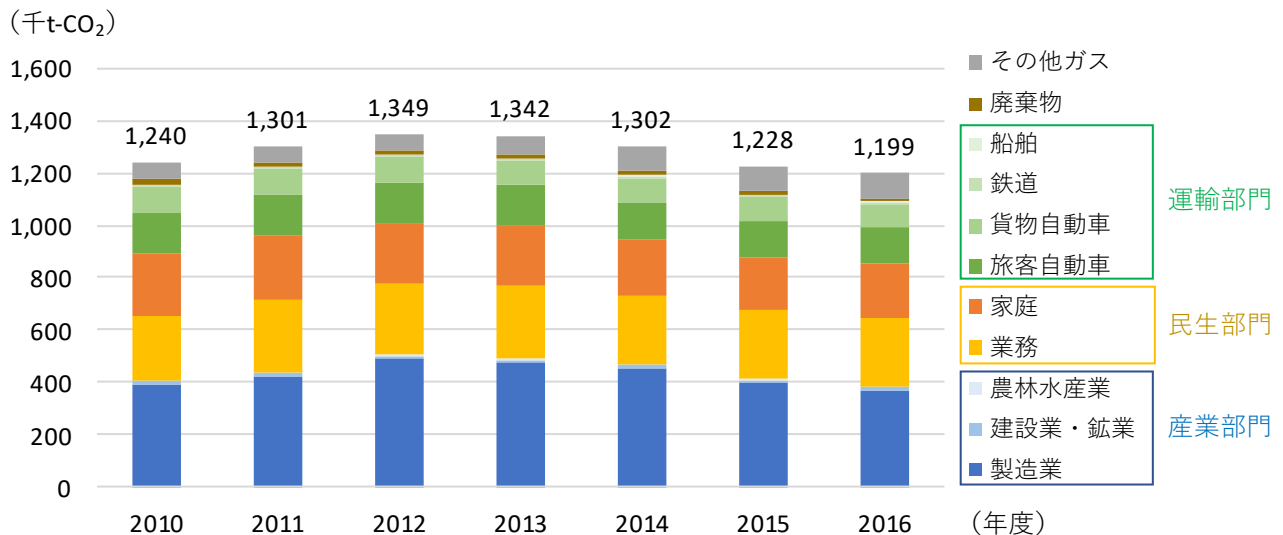
3) 再生可能エネルギーの導入

- 市の施設に太陽光発電設備を導入します。

(3) 区域施策編

① 市域における温室効果ガス排出量の現況

本市の 2016 年度の温室効果ガス排出量は、約 1,199 千 t-CO₂ であり、2010 年度以降増加傾向にありましたが、2012 年度をピークに減少しています。2016 年度における温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門が全体の 3 割程度を占めており、そのうちの大部分が製造業からの排出となっています。



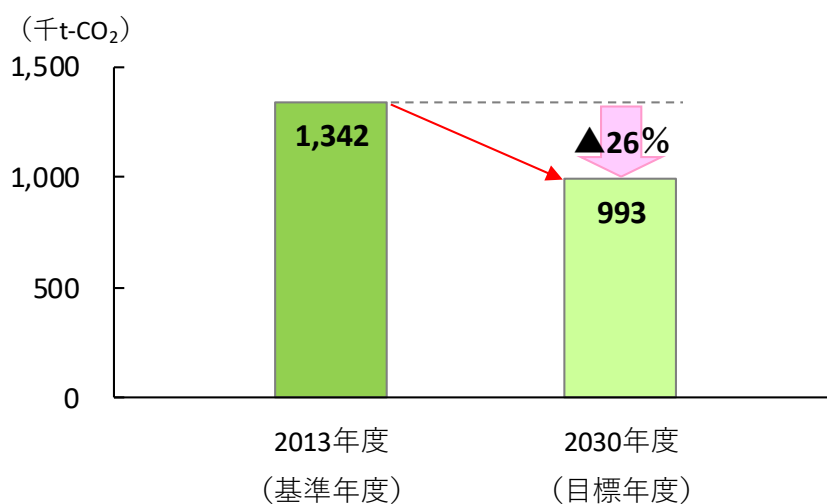
② 市域における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、パリ協定等を踏まえ、2016 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定しており、この中で中期目標として、温室効果ガスの排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 26%削減することをめざしています。

本市においても、国との整合を図り、「温室効果ガスの排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 26%削減する」ことを目標とします。

■市域における温室効果ガス削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比 **26%削減** する。



③ 市の施策の方向性

基本目標 1「低炭素で地球にやさしい社会の構築」の実現に向けて、「(6)市の事務事業における地球温暖化対策」に掲げた取組と併せ、次の取組も推進していきます。

施策の方向性	施策
(1)温室効果ガスの排出抑制	①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 ②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進 ③低炭素型の都市基盤づくり
(2)気候変動への適応	①熱中症予防 ②浸水対策の推進 ③災害時の避難施設等の整備

④ 市の施策内容

施策の方向性（1） 温室効果ガスの排出抑制

施策	主な取組
①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器の導入 ・ 住宅等の太陽光発電設備の設置を促進 ・ 関係法令及び三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン等に基づく地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入
②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設における省エネ効果の高い設備等への更新 ・ 家電等、家庭で使われる機器の購入や買替えの機会を捉え、高効率機器への選択・転換の促進 ・ 電気自動車等の普及促進 ・ 省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルを促進するため、省エネに関する講習会等を開催 ・ 公共施設における電気、燃料、用紙等の使用量の抑制 ・ エコドライブの普及促進 ・ 自転車の利用機会を拡大 ・ みえエコ通勤デーの啓発等による公共交通の利用を促進
③低炭素型の都市基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「伊勢市立地適正化計画」に基づく拠点となる地域への機能集約と活性化 ・ 連節バスを使用した BRT（バス高速輸送システム）導入等による公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進 ・ 鉄道、バス等の公共交通の利用促進 ・ 観光交通渋滞対策の推進 ・ 電気バスの利用促進

施策の方向性（2） 気候変動への適応

施策	主な取組
①熱中症予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等を活用した熱中症注意情報の提供 ・ 熱中症の症状や応急手当、予防方法等の周知・啓発
②浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の雨水を速やかに流下させ、また、低地の浸水対策や高潮時の安全を確保するための排水施設の整備 ・ 河川への雨水流出を少なくするための流出抑制対策の促進 ・ 都市ポンプ場等の長寿命化
③災害時の避難施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用トイレやスロープ等の整備等、避難生活施設の環境整備 ・ 備蓄計画の見直し及び防災備蓄倉庫の整備

⑤ 市民・事業者に期待する役割

各主体の役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギーや環境に配慮した行動を心がける ・ 打ち水や緑のカーテン等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をする ・ 熱中症を予防するため、適切に空調機器を使用する ●外出する時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する ・ アイドリングストップ・ふんわりアクセル等、エコドライブに努める ●買い替え・建て替えのとき等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ性能が高く、環境負荷の少ない建築材や空調機器、照明器具、家電製品等を選択する ・ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを導入する ・ HEMS（家庭のエネルギー管理システム）、家庭用燃料電池、蓄電池等を導入し、エネルギーを効率的につくり、蓄え、使う ・ 車の買い替え時には電気自動車やハイブリッド自動車等の低公害車を選択する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・ 打ち水の実施や緑のカーテンの育成等、身近な暑さ対策を行う ・ 冷暖房の温度を適正に設定し、クールビズ・ウォームビズを実施する ・ 効率の良い配送や運送に努める ・ エネルギーマネジメントを実施し、エネルギー使用量の把握と省エネルギーに努める ・ カーボン・オフセット等の制度を活用し、温室効果ガス排出量削減を図る ●移動する時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する ・ アイドリングストップ・ふんわりアクセル等、エコドライブに努める ・ 環境負荷の少ない自動車を利用する ●買い替え・建て替えのとき等 <ul style="list-style-type: none"> ・ オフィス機器は、省エネタイプのもを導入する ・ 高効率な空調設備、照明機器等を導入し、設備機器を適切に維持管理する ・ 再生可能エネルギーを積極的に導入する ・ BEMS（ビルのエネルギー管理システム）を導入する ・ 環境負荷の小さい自動車を選択する ・ 環境負荷の小さい電力を調達する <p>《公共交通事業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連節バスを使用した BRT（バス高速輸送システム）導入等による公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進 ・ 駅のバリアフリー化等の機能向上

基本目標 2 資源を大切に作る循環型社会の構築



(1) 現状と課題

循環型社会形成推進基本法においては、「循環型社会（廃棄物の抑制やリサイクルにより、資源消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減された社会）」の形成に向けた実効ある取組を図ることとされています。

廃棄物処理については、これまで3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組や個別リサイクル法等の法的基盤整備とそれに基づく取組等により、国民の意識向上や最終処分量の大幅削減が実現する等、循環型社会形成に向けた取組は着実に進んできました。

しかし、世界規模で資源制約が強まるなかで、天然資源の消費をさらに抑制していくため、リサイクルよりも優先順位の高い2R（リデュース、リユース）の取組強化等が求められています。また、プラスチックごみの海洋等への流出による汚染等の新たな問題も提起されており、発生抑制や適正処理に取り組む必要があります。

本市においては、燃えるごみの組成調査によると「まだ食べられるのに廃棄される“未利用食品（食品ロス）”」や「資源物である“紙類”」の割合が高い等の課題もあり、市民、地域組織、事業者、行政が主体的に、また連携して社会基盤の整備や環境負荷の低いライフスタイルや事業活動への転換等、ごみの減量・資源化に取り組むことが求められています。

また、水循環基本法においては、「健全な水循環（人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環）」の維持、回復のための取組を推進することとされています。

水資源は、限りある地域共有の財産であり、将来にわたってその恵みを市民が享受できるようにする必要があります。水資源の健全な循環を維持・回復していくために、調整池や貯留施設の設置による河川への雨水流出量を抑制や、水源地の保全といった水量・水質両面からの対策を推進していくことが求められています。

(2) 市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1) 3R の推進	①発生抑制（リデュース）の推進 ②再使用（リユース）の推進 ③再生利用（リサイクル）の推進
(2) 適正かつ効率的なごみ処理の推進	①分別協力度の向上 ②収集方法等の効率化 ③適正処理の推進
(3) ごみに関する啓発・協働の推進	①ごみに関する教育、学習、啓発の充実 ②協働による推進
(4) 水循環の確保	①治水・利水対策の推進 ②水源対策の推進

(3) 市の施策内容

施策の方向性 (1) 3Rの推進

施策	主な取組
①発生抑制(リデュース)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみを出さないライフスタイルの転換の検討 ・ 「食品ロス」削減に関する広報活動の推進 ・ 廃棄食品の飼料化、フードバンク等の食品ループの構築等の検討 ・ プラスチックごみの排出抑制のためのマイバッグ、マイボトル等の取組推進
②再使用(リユース)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルショップ、フリーマーケット、バザー等の利用促進 ・ ぐりんくん制度(未使用に近い状態の粗大ごみ等について、排出者の承諾を得た上で希望者へ無償提供を行う制度)の拡充
③再生利用(リサイクル)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理機を利用した生ごみの堆肥化、減量化の支援 ・ 雑がみの分別や”雑がみ回収袋”の作成方法、雑がみ回収によるメリット等の啓発 ・ 自治会等による集団回収の促進

施策の方向性 (2) 適正かつ効率的なごみ処理の推進

施策	主な取組
①分別協力度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の分別ができていないごみの排出者に対する指導の強化 ・ 事業系ごみの搬入検査等による適正排出の推進 ・ ごみの組成調査等による分別実態の把握
②収集方法等の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭系ごみ収集における民間委託の拡大 ・ 燃えるごみ集積所設備の設置、修繕の支援
③適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間・最終処理施設の適正管理・運転 ・ 中間処理施設の次期更新に向けた対応

施策の方向性 (3) ごみに関する啓発・協働の推進

施策	主な取組
①ごみに関する教育、学習、啓発の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校等における環境教育の充実 ・ 出前講座等による学習機会の提供 ・ 地域での説明会、ごみカレンダー等による啓発
②協働による推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・地域組織、事業者、行政等がお互いに補完しあう体制の構築 ・ 横のつながりを意識した連携強化

施策の方向性（４） 水循環の確保

施策	主な取組
①治水・利水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設（雨水タンク）の設置支援 《以下、基本目標１（２）②浸水対策の推進 再掲》 ・ 市街地の雨水を速やかに流下させ、また、低地の浸水対策や高潮時の安全を確保するための排水施設の整備 ・ 河川への雨水流出を少なくするための流出抑制対策の促進 ・ 都市ポンプ場等の長寿命化
②水源対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源地及び配水場における水質検査の実施 ・ 農業を営む上で必要な用水等を確保するための水源確保

(4) 市民・事業者に期待する役割

各主体の役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフスタイルを見直し、ごみ自体を出さないよう努める ・ 食品ロスを出さない調理、食事を心がける ・ 家具等は修理する等、できるだけ長く使う ・ 排出ルールに従ってごみの分別を行い、資源リサイクルに協力する ・ ぐりんくん制度を活用する ・ 節水を心がける ●買い物・外食のとき等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物にはマイバッグを持参し、過剰な包装を断る ・ 食品ロスを出さない買い物や外食等を心がける ・ マイボトル、マイ箸を利用する ・ フリーマーケットやリサイクルショップ等を活用する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・ ペーパーレス化を進める等、資源の消費を抑える ・ ごみと資源の分別を徹底する ・ 排出者処理責任を遂行する ・ 雨水貯留設備を設置する等、雨水の利用を進める ●食品の販売、食事の提供において <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組む ・ まだ食べられる廃棄食品の削減に取り組む ・ 必要な量だけ買うことができるよう、ばら売りや量り売りを進める ●商品・サービスの販売、提供において <ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物客のマイバッグ持参を支援する ・ 流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にする ・ 販売した製品のリサイクル回収を行う ・ 建設工事における廃棄物の発生を抑制する

基本目標 3 豊かな自然と人が共生する社会の形成



(1) 現状と課題

本市は、神宮林をはじめとした緑深い山々、清流宮川、五十鈴川、穏やかな伊勢湾等、豊かな自然風土に恵まれ、伊勢志摩国立公園の玄関口として魅力ある自然資源が溢れています。

しかし、市の市街地中心部を流れる勢田川は、三重県が公表している「公共用水域及び地下水の水質測定結果」において、「河川の汚れが目立つ水域（ワースト5）」にランクインしており、近年改善傾向が見られるものの未処理の生活排水等の影響により改善が急がれます。

森林の保全については、みえ森と緑の県民税を活用し、防風林の保全や木材利用の促進を進めてきたところですが、新たに創設された森林環境譲与税を活用したさらなる取組が求められています。

一方、市域の北部から西部を中心に広がる農地においては、水稻のほか、青ねぎ、いちご、バラ等のさまざまな農産物が生産されており、伊勢湾沿岸部では漁業が営まれ、農漁村集落の面影を残しています。しかし、高齢化、所得の低迷、生産資材等の高騰による経営の悪化等により、農水産業を選択する就業者が減少し後継者不足となり、農地保全や水産資源の保全活動等への影響が危惧されます。

自然災害の防止や景観形成、生物多様性の保全等の公益的機能を発揮するためにも農水産業の振興等の取組が欠かせません。

また、自然は生物の生育・生息の場でもあり、私たちの暮らしは多様な生物の恵みに支えられています。多様な生物の生育・生息の場を保全するために、自然環境の保全、生物多様性の現状の把握、生物多様性に関する市民への意識啓発等を進める必要があります。

(2) 市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1) 自然環境・公益的機能の保全	①水環境の保全 ②森林環境の保全 ③農地環境の保全
(2) 自然との共生	①生物多様性の保全 ②自然とのふれあいの増進

(3) 市の施策内容

施策の方向性 (1) 自然環境・公益的機能の保全

施策	主な取組
①水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内公共用水域（河川・海域）の水質調査の実施 ・ 堤防法面の除草等、河川の良好な維持管理 ・ 流域関連公共下水道事業の整備推進 ・ 合併処理浄化槽の普及促進 ・ エコクッキング教室等の講習会等の開催 ・ 地区漁業者等による干潟保全活動の支援 ・ 観光関係団体等と協力した海岸清掃の実施 ・ 水産資源の保護に関する啓発
②森林環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林がもつ公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるための間伐等の適正管理支援 ・ 生活環境を守る海岸沿いの防風保安林等、公益的機能が高い森林を保全するための適切かつ効率的な害虫防除の推進 ・ 農村風景や動植物との出会い、山菜等の山の恵み、山並み景観等、公益的機能を有する里地里山の保全・活用活動の支援 ・ 公共施設への木材利用の推進
③農地環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手農家への農地集積等による遊休農地の解消 ・ 景観植物の植栽等による遊休農地の利用促進 ・ 地産地消の推進 ・ 市内産農産物のブランド化に向けた取組の支援 ・ 「伊勢市鳥獣被害防止計画」に基づく獣害に強い集落づくりの体制整備支援

施策の方向性 (2) 自然との共生

施策	主な取組
①生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生態系に配慮した河川等の整備 ・ 干潟の耕うん等による機能回復 ・ 外来生物による被害予防に関する情報提供・啓発 ・ 動植物の生息・生育状況に関する現況把握 ・ 生物多様性保全に関する学習機会等の提供
②自然とのふれあいの増進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水生生物による水質調査等の自然とふれあえる野外環境学習の開催 ・ 自然とふれあえる護岸・親水公園・里山等を整備・充実 ・ 勢田川七夕大そうじ等の清掃・美化活動の開催 ・ 伊勢志摩国立公園の観光資源としての利活用

(4) 市民・事業者に期待する役割

各主体の役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・ 食器等に付着した油汚れは拭き取ってから洗う等、水を汚さないよう心がける ・ 生け垣や家庭菜園等、身近なみどりを育てる ・ 街路樹や公園のみどりを大切にする ・ 地域の緑化活動に参加する ・ 食材等の地産地消を心がける ・ 生きものを大切にする ・ 外来生物の有害性、環境への影響について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしない ・ 自然観察会への参加等、動植物や身近な自然にふれあう ●建て替えのとき等 <ul style="list-style-type: none"> ・ グリーンカーテン等を行う ・ 地域の自然環境や生物多様性に配慮した植栽を取り入れる ・ 既存木の保全に配慮する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上緑化・壁面緑化、生垣設置等、事業所内の身近な緑化を進める ・ 生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に努める ・ 地域や行政が行う緑化活動や、みどりの維持管理活動へ参加・協力する ・ 事業所内のみどり空間を開放する等、地域と一緒に楽しめる活動を行う ・ 地域の農林水産物の地産地消を図り、地場産業の発展と環境保全に貢献する

基本目標 4 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成



(1) 現状と課題

伊勢は、神宮がご鎮座するまちとして、世界に誇れる歴史・文化等の資源を数多く有し多くの観光客が訪れます。伊勢の環境文化は神宮の中にあるだけでなく、伊勢のまちなかで感じられることが大切であり、発信していく必要があります。

本市が持続的に発展していくためには、本市の利益だけでなく、伊勢志摩地域、定住自立圏域等の枠組みで、周辺の地域と協力しながら、互いにメリットのある関係性を築いていくことが求められています。

身近な生活環境問題としては、空き地、空き家における雑草の繁茂等の苦情や、犬猫等のペット飼育マナーについての相談が多く寄せられており、生活衛生環境に関して一人ひとりの意識向上が課題となっています。

(2) 市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1) 快適で美しい住環境の保全	①住環境の向上 ②美しく潤いのある空間づくり ③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
(2) 歴史的・文化的環境の保全	①伊勢の環境文化の保全 ②良好な景観の形成 ③伊勢の環境文化を伝えるおもてなし

(3) 市の施策内容

施策の方向性 (1) 快適で美しい住環境の保全

施策	主な取組
①住環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う騒音等の適正管理 ・ 騒音等に関する環境基準に基づく指導・啓発 ・ 電気自動車等の普及促進 《再掲》 ・ 「伊勢市空家等対策計画」に基づく空家等に関する対策の推進
②美しく潤いのある空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づく空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て防止対策等の快適な環境づくりの実施 ・ 看板の設置等による不法投棄の防止 ・ 除草やごみ拾い等の環境美化活動の促進 ・ ペットの飼育マナーの啓発 ・ 犬猫の不妊手術の支援 ・ 公園緑地の適切な維持管理 ・ 放置自転車等の撤去・処分等の対策の実施 ・ 公共トイレの整備等、快適な観光環境の整備推進
③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共空間・公共施設のバリアフリー化設備等の整備推進 ・ 公共施設におけるユニバーサルデザインに配慮した設計の実施 ・ 障がい者サポーター制度等のソフト事業の実施 ・ 観光バリアフリー情報の発信

施策の方向性 (2) 歴史的・文化的環境の保全

施策	主な取組
①伊勢の環境文化の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的・文化的資産の保存・継承 ・ 伊勢の環境と暮らし等に関する学習機会の提供 ・ 地産地消や食育を通じた食文化の継承 ・ 伊勢志摩国立公園の自然保護の推進
②良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民参加型の景観保全活動の推進 ・ 「伊勢市景観計画」の推進 ・ 電線類の地中化の推進
③伊勢の環境文化を伝えるおもてなし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加による「花のあるまちづくり」の推進 ・ まちなかにおける緑化の推進 ・ 路上喫煙を禁止する区域の検討 ・ 地域ならではの特色を持つさまざまな自然や生活文化、食等の資源の発掘、発信

(4) 市民・事業者に期待する役割

各主体の役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・ 殺虫剤や農薬等は、適切に使用し、化学物質の放出・漏出を抑える ・ 騒音や振動、悪臭等による近隣への影響を発生させないように心がける ・ 車の買い替え時には電気自動車やハイブリッド自動車等の低公害車を選択する 《再掲》 ・ 鉄道、バス等の公共交通の利用促進《再掲》 ・ ポイ捨てをしない等、マナーの向上を心がける ・ 地域の美化を促進する活動へ参加する ・ 地域の歴史・文化等に対する理解を深め、景勝地や景観資源等の保全を心がける
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・ 揮発性有機化合物（VOC）排出の少ない材料等を利用し、大気汚染の発生を抑制する ・ 化学物質を適正に管理し、排出削減を図る ・ 建設工事等による騒音・振動等の発生を抑制する ・ 公害関連の法令を遵守する ●CSR 活動において <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の環境美化を促進する活動へ参加・協力する ・ 市内の景勝地や景観資源等の保全に協力する

基本目標 5 環境保全に取り組むための基盤づくり

関連する SDGs の目標



(1) 現状と課題

地球温暖化や自然破壊等、地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が緊急かつ重要な課題となる中、持続可能な社会づくりに自主的、積極的に取り組む担い手を育む教育・啓発が求められるとともに、家庭や事業所、地域の取組へとつなげていく必要があります。

本市では、環境学習の機会として、環境フェア等のイベント型によるもの、エコクッキング教室等の実践につながりやすいもの等、多様な機会の創出を図るとともに、事業所や大学等との連携により、地域が有する人材・学習教材等を活用した内容の多角化等を行っています。また、学校教育においては、子どもたちが自らの問題としてとらえて、一人ひとりが自分にできることを考え、実践することにつながる環境教育に取り組んでいます。

地域における環境保全活動については、住民や団体等の様々な主体による清掃活動や花の植栽活動等の活動が実施され、地域の環境改善とともに地域のつながりを育む機会となっており、さらに発展・拡大していくことが期待されています。

(2) 市の施策の方向性

施策の方向性	施策
(1)環境教育・環境学習の充実	①環境教育・学習の充実 ②環境教育等を推進する体制づくり
(2)環境保全活動の促進	①市民・団体による環境保全活動の促進 ②事業者による環境保全活動の促進 ③市民・事業者・行政の連携・協働

(3) 市の施策内容

施策の方向性 (1) 環境教育・環境学習の充実

施策	主な取組
①環境教育・学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題やその対策について考える機会の充実 ・ 自然観察等の体験学習の機会の充実 ・ 出前講座による環境学習の推進 ・ 市 HP や広報いせを活用した情報発信の強化 ・ 学校における環境教育の充実 ・ 稲作、のり作り等の農水産業体験の機会の充実
②環境教育等を推進する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者との連携による環境教育・環境学習の推進 ・ 環境教育・環境学習の機会に対する講師や施設の情報提供

施策の方向性 (2) 環境保全活動の促進

施策	主な取組
①市民・団体による環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民による自主的な環境配慮活動の促進 ・ 自治会やまちづくり協議会等による環境保全活動の促進
②事業者による環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が実施する生物多様性活動や清掃活動との連携・支援 ・ 環境マネジメントシステム等に関する情報提供
③市民・事業者・行政の連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊勢市環境会議等の協働事業の推進 ・ 各主体間の情報共有・連携の促進

(4) 市民・事業者に期待する役割

各主体の役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に関する本や記事等を読むことで環境に関する理解を深める ・ 「勢田川七夕大そうじ」、「二見浦海岸清掃」、「花のあるまちづくり」等、地域の環境の維持管理や、清掃・美化活動等に取り組む ・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加する ・ 環境監視員、地球温暖化防止活動推進員として登録し、活動する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した経営に取り組む ・ ISO14001、M-EMS（三重県環境マネジメントシステム認証制度）等の環境マネジメントシステムを導入し、環境への取組を進める ・ 環境配慮技術・製品の開発や製造等、新たな環境ビジネスにチャレンジする ●CSR 活動において <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育・学習プログラム、講習会、イベント等へ参加・協力する ・ 地域住民向けの環境講座等を実施する ・ 従業員研修や社会貢献活動の一環として、環境学習や環境活動を実施する ・ 環境に関する情報提供を行う（環境報告書等の作成・公表等）

第4章 分野横断的取組

(1) 分野横断的取組の考え方

本計画におけるめざす環境像「継承と創造 環境文化都市 伊勢」の実現に向けては、産業や福祉、防災等の視点も踏まえて環境施策を推進するとともに、環境以外の分野における取組についても、環境への影響や効果を十分に考慮して推進することが欠かせません。

このような分野統合の視点で各取組を進める先導的役割を担うものとして、環境と他分野を横断して多様な便益をもたらす象徴的な事業を「分野横断的取組」として位置付け、中間見直しの前期5年間を目途に計画的かつ効率的に施策の成果向上につながるよう実行していきます。

(2) 分野横断的取組の選定基準

環境分野における効用だけでなく、地域の社会経済分野に対する影響や貢献を考慮した事業推進を図るため、以下の選定基準によって分野横断的取組を選定します。

《選定基準》

- 5つの基本目標のそれぞれに市の自然的・社会的特性や課題を踏まえ選定
- 環境分野だけでなく、産業、福祉、防災、教育等、分野を横断して便益をもたらし、課題解決につながるコベネフィット型の象徴的な事業
- 市民生活や事業活動に密接に関係し、家庭や学校、事業所等での地域全体での取組が求められる事業

(3) 分野横断的取組の設定

下記の事業を分野横断的取組として設定します。

基本目標	分野横断的取組
1 低炭素で地球にやさしい社会の構築	公共交通の利用促進
2 資源を大切に作る循環型社会の構築	食品ロスの削減
3 豊かな自然と人が共生する社会の形成	地産地消の推進
4 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成	空家等対策の推進
5 環境保全に取り組むための基盤づくり	環境学習・教育活動の推進

分野横断的取組 1 公共交通の利用促進

■分野横断的取組の概要

車社会の進展等を背景に、都市機能が郊外へ拡散する等の都市構造の変化、また、利用者の減少による不採算路線の廃止等の公共交通の環境悪化が進行しました。

このことにより、高齢者や子ども等の自家用自動車等の移動手段を持たない交通弱者への対応が課題となるなか、本市では、2007（平成 19）年 4 月からコミュニティバス「おかげバス」の運行を開始する等、交通不便地域をできるだけ解消し、誰もが利用しやすい交通手段の提供に努めてきました。

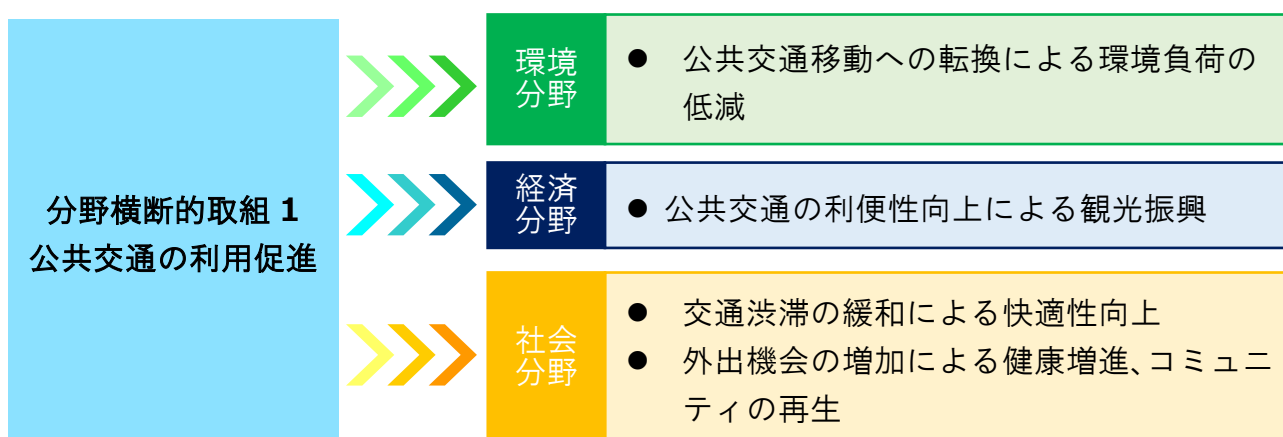
公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す一方で、近年では運転免許証返納の推進等の動きもあり、公共交通の重要性はますます大きくなっています。

地域社会の活力の維持・強化及び観光振興、そして交通に係る環境負荷の低減のため、公共交通の利用促進を図ります。

■具体的な取組

- 鉄道、路線バス、自主運行バス、コミュニティバス等による公共交通網の維持を図りながら、啓発活動等を通じてその利用を促進します。
- 連節バス導入等により、輸送効率の向上を図ります。
- ICT やバスロケーションシステムの導入により、利便性の向上を図ります。
- 年末年始等の観光交通対策として、パークアンドバスライドを実施し、渋滞解消及び快適な移動手段を提供します。
- 利用状況やニーズを踏まえた既存路線の延伸や再編等の検討に市民が参画する仕組みの構築等を推進します。

■主なコベネフィット



■分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
コミュニティバスの利用者数	80,993（人） （2016 年度）	85,000（人） （2020 年度）

※地域公共交通の再編中のため、再編内容が確定後に目標値の設定を行います。

（表中の数値は「第 3 次伊勢市総合計画」における数値）

分野横断的取組 2 食品ロスの削減

■分野横断的取組の概要

食べられる状態であるにも拘らず廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は、全国で年間600万トン以上にのぼります。

食品ロスを含めた多くのごみを廃棄することにより、また、可燃ごみとして燃やすことで、ごみ処理に多額のコストがかかるとともに、温室効果ガス排出にもつながる等、環境負荷が大きくなります。

食品ロスは、食品メーカー、飲食店、家庭等、「食べる」ことに関係する場面で発生しており、市民・事業者が食品ロスの問題を十分に理解して、連携して解決に取り組むべき課題です。

まだ食べられる食料が捨てられている現状を正しく認識し、市民・事業者・行政が一体となって食品ロスの削減に取り組めます。

■具体的な取組

- 「食品ロス」削減に対する取組について、市広報、ホームページ、CATV等により継続的に情報を発信します。
- 「30・10運動」「小盛メニューの設定」等、市民、事業者等と連携した取組を推進します。
- 「減らそに！いせの食品ロス協議会」（食品ロス削減検討会）により、食品スーパー等で食品ロス削減に関するキャンペーン等を実施していきます。
- 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携し、食品ロスに関する周知・啓発を行います。
- 福祉・農林水産・消費者団体等と連携し、新たな“食品廃棄物を発生させない”仕組みづくりの調査・研究を行います。

■主なコベネフィット



■分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
未利用食品の量	1,312 (t) (2017年度)	1,142 (t) (2024年度)

分野横断的取組 3 地産地消の推進

■ 分野横断的取組の概要

現在、農林水産業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少が進行する中で、担い手不足や、漁場環境の変化に伴う資源量の減少、農林水産物の価格低迷等により、厳しい経営環境となっており、遊休農地の増加や適正な管理が行われない森林の増加等の課題も発生しています。

農地や森林は、水源かん養機能や生物の生息の場などの多様な公益的機能を有しており、また、伊勢市沿岸には、水産資源の保護・培養や水質浄化など海洋環境の維持に重要な役割を有する干潟が存在しており、その保全や育成に努める必要があります。

そのためには、産業としての魅力を高め持続的な産業としていくことが欠かせません。

農産物のブランド化や水産物の移動販売、また、みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税を活用した地域木材の積極的な利用等により、地産地消を推進します。

■ 具体的な取組

- 市内の農林水産物を取り扱う「伊勢市地産地消の店」認定の取組等、流通・消費の拡大を図る仕組づくりの調査・研究を行います。
- 関係機関と連携し、市内農水産物の学校給食への提供等の取組の充実を図ります。
- 生産者と消費者が直接交流することで消費者のニーズを把握し、ニーズに沿った生産につながる直売活動を支援します。
- 公共建築物について原則として、地域材を優先した木造化や木質化を図ります。
- 漁協が行う移動販売事業の販路拡大を支援し、市内消費者への地元水産物の知名度向上、漁業者の収入増、漁協組織の強化を図ります。

■ 主なコベネフィット



■ 分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
市内産農産物のブランド化に向けた取組への支援数（累積数）	15（件） （2018年度）	49（件） （2024年度）

分野横断的取組 4 空家等対策の推進

■ 分野横断的取組の概要

空家等の数は、人口減少や高齢化に伴い、全国的に増加しており、今後も増加していくものと予想されています。

適切な管理が行われていない空家等については、防災、防犯、防火、景観及び衛生等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、社会問題となっています。また、遊休資産として、空家等の有効的な利用が課題となっています。

このような状況の中、2015（平成27）年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、地域の実情に応じた空家等に関する対策が求められています。

市では、2017（平成29）年3月に「伊勢市空家等対策計画」を策定しており、これに基づき、空家等の利用促進、市民の生活環境の保全及び安全に暮らせるまちづくりを推進します。

■ 具体的な取組

- 空家等対策に関する情報を市民に広く周知し、空家等の適正管理を推進します。
- 利用可能な空家等を地域の資源と捉え、市場への流通や活用の促進を図ります。
- 自治会や専門家団体等と連携を図ることで、総合的な空家等対策の取組を推進します。

■ 主なコベネフィット



■ 分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
空家等の除却・管理済等 件数（累計）	350（件） （2018年度）	650（件） （2024年度）

分野横断的取組 5 環境学習・教育活動の推進

■ 分野横断的取組の概要

環境問題は、温暖化や自然破壊等の地球規模の環境問題、また、ごみや空家等の地域における環境問題等、多岐にわたります。

このことから環境問題についての学習機会を提供するためには、さまざまな分野で活躍する専門的知識等を有する人材等の協力が欠かせません。

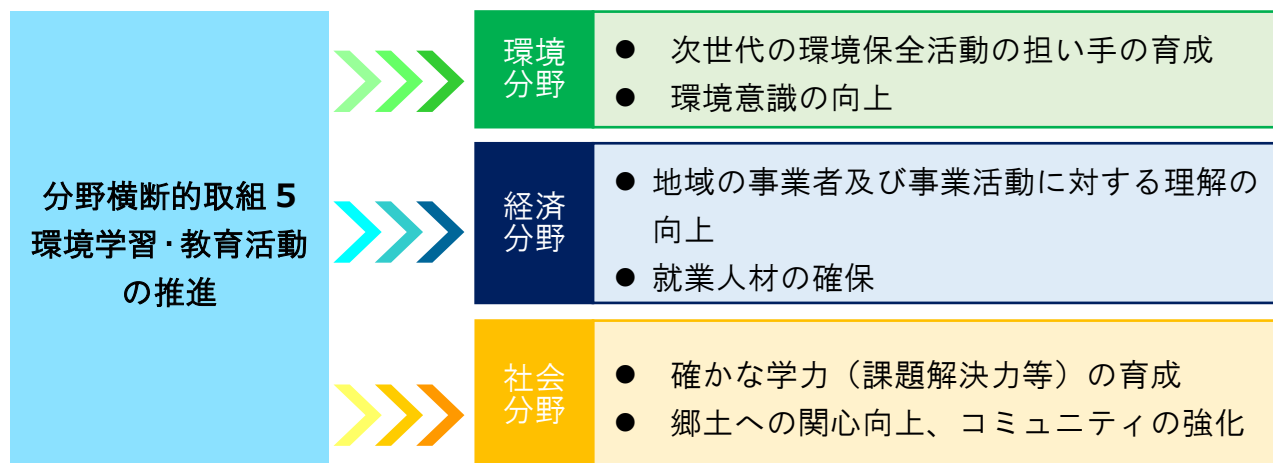
本市では、大学や事業者と環境教育の充実等のための協定締結を進めており、専門的な人材・学習機材の提供の協力をいただいています。また、小学校と地域団体との連携により、郷土学習を兼ねながら、地域の自然や文化等について学習する等、多様な形での環境学習の実践が進められています。

子どもたちが環境問題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践できるよう、多様な主体との連携・協力を図りながら、持続可能な社会づくりの担い手を育む取組を進めます。

■ 具体的な取組

- 各学校等において、地域に根ざした環境教育を推進します。
- 大学や事業所等と連携し、出前講座の開催等の環境学習を推進します。
- 自然観察会や林業体験学習、ボランティア活動等を通じた市民参加型体験学習を産学官民が連携して推進します。

■ 主なコベネフィット



■ 分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
企業と連携して環境教育を推進している小中学校の割合	52.9 (%) (2017 年度)	70.6 (%) (2021 年度)

※第 3 期伊勢市教育振興基本計画策定にむけた検討時に、2022 年度以降の目標指標及び目標値の設定を行います。

(表中の数値は「第 3 次伊勢市総合計画」における数値)

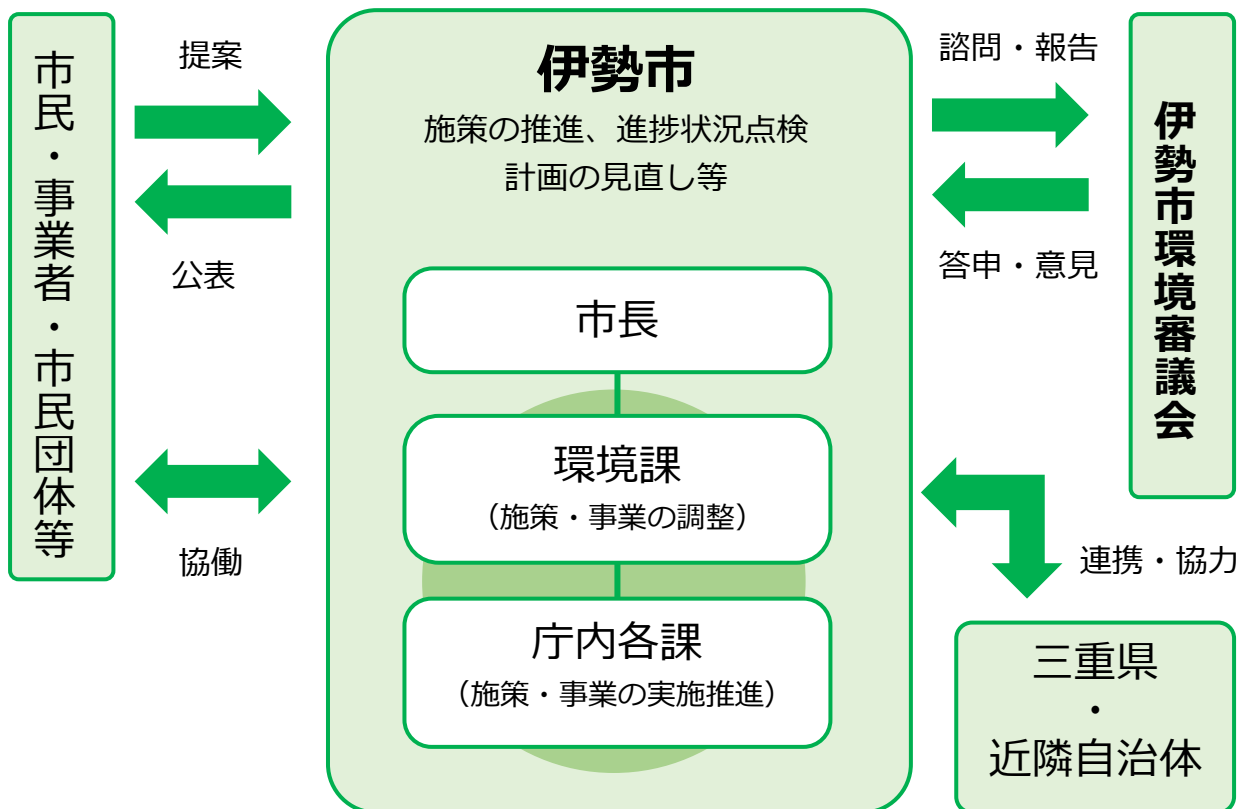
第5章 計画の推進

(1) 計画の進行管理体制

本計画は、市民・事業者・行政による取組のもとで推進します。あらゆる主体と協働して施策を推進するために、各組織との連携強化を図ります。

計画の進捗状況の評価は、第三者による客観性が求められるため、伊勢市環境審議会において各年度の取組状況を報告し、その内容について審議・評価を受けます。評価結果を次年度以降の施策に反映し、効果的かつ効率的な施策の展開を図ります。

また、環境問題の中には本市だけで対応ができないものもあるため、必要に応じて三重県や近隣自治体と連携した取組を進めます。



(2) 進行管理の手法

本計画の推進においては、PDCA サイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の継続的な改善を図ります。

計画の進行管理に際しては、①計画の進行管理に係る全期間の PDCA と、②事業の進行管理に係る毎年度の PDCA から成る 2 種類の PDCA サイクルを運用します。前者の PDCA サイクルについては、長期にわたる計画期間の途中段階に中間見直しの機会を設け、計画の改善につなげます。

2019 年度

PLAN

第 3 期伊勢市環境基本計画の策定

2020 年度～2029 年度

DO

市民、事業者、行政による環境配慮行動の実

CHECK

取組状況の点検・評価

毎年度

※実施結果は一般に広く公表する

Plan

事業計画の立案

Do

事業の実施

Check

実施結果（前年度）の点検・評価

Act

事業計画（翌年度）の改善

2024 年度（予定）

ACT

計画の中間見直し

2029 年度（予定）

ACT
(PLAN)

次期計画の策定